

令和7年度 菊陽町母子健康手帳アプリ導入及び運用・保守業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度 菊陽町母子健康手帳アプリ導入及び運用・保守業務委託

2 業務の目的

本業務は、菊陽町の子育て世代のニーズに即した子育て支援施策を提供するため、母子健康手帳の記録の電子化をはじめ、予防接種記録の管理、子育て情報の配信や子どもの成長記録の管理など、継続的にサポートする機能を有する母子健康手帳アプリを導入し、多様化・多言語化するニーズに ICT を活用し、子育て支援施策の充実を図ることを目的とする。

3 業務期間

システム構築及び運用・保守 契約締結日から令和8年3月31日まで

(システム保守 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間を長期継続契約で別契約の予定)

4 業務内容

(1)母子健康手帳アプリ(以下「アプリ」という。)の導入

App Store 及び Google Play に登録・公開するアプリとして、運用に必要なハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・設定・テスト・本番公開時コンテンツの作成・登録・導入作業等、アプリ導入に係る作業一切を含む。

(2)アプリの公開、本業務期間中の運用・保守管理

本業務では、アプリを公開することが可能となった時点で、本町の判断により公開時期を決定する予定である。サーバ・管理ツールサーバ等、アプリの公開に必要なサーバはデータセンターに設置し、24 時間、常時安定稼動するものとし、これに必要な運用環境の提供、公開後の本業務期間中の維持管理等、一切を含む。

5 導入要件

(1)システム構成

システム形態はクラウド型とする。

(2)アプリの対応 OS

iOS、Android の最新 OS に対応できるよう、適宜アップデートしていくこと。

※本業務開始後にサポートを継続する OS バージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うものとする。

(3)運用保守の効率化

アプリの導入・運用に当たっては、品質、安定性、納期等の観点からパッケージソフトウェアを最大限活用し、極力カスタマイズを必要としないシステムとする。また、コンテンツの管理等のメンテナンスを可能な限り本町で行えるシステムとする。

(4)サービス提供方式

データセンターでアプリケーションサービスを提供することとし、次の要件を満たすものとする。

ア データセンターは国内事業者であり、国内に施設があること。また、自然災害の影響を受けにくい場所に立地していること。

イ 火災・水害・漏水・大規模地震・落雷等の災害や、停電・不法侵入にも耐える堅牢な設備を保有しており、対策及び耐震対策(耐震数値が 6 強クラス以上)を講じた建物で、被災後も利用継続可能であること。

ウ システム障害、機器障害等に備え、冗長化等の対策を講ずること。

エ 停電対策として、電源が冗長化されており、無停電電源装置が設置されていること。また、商用電力の供給が停止した場合、無停電電源装置による電源供給中に非常用自家発電設備による電力供給がなされ、サーバ・ネットワーク機器等を停止させることがないこと。

オ 施設への立ち入りは許可された者のみとし、入退室の記録が 24 時間 365 日記録されるとともに、当該記録が一定期間保存されること。

カ 障害発生時にも当初報告から復旧に至るまでの連絡体制が構築されていること。

(5)セキュリティ

- ア システムはウイルス対策・不正アクセス対策を行うこと。
- イ システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を常時取得し、適切な対策を行うこと。
- ウ システム等のアクセス記録・ログ等を適切に管理し、不正アクセス等の状況を適切に確認すること。
- エ 利用者のスマートフォンの電話帳や通話履歴その他の個人情報はアプリでは収集しないこと。
- オ 個人情報やその他情報資産を適切に管理する体制になっていること。
- カ 利用者端末とサーバとの通信が暗号化されていること。
- キ 対象者がその利用できる範囲や権限を超えて情報システムにアクセスすることができないよう、適切な措置を講ずること。

(6)機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成、機器の性能は、正常稼働に支障のない構成・性能等とし、システム構成図等を本町に提出し、承認を得るものとする。

(7)テスト要件

受託者は、アプリの本番導入までにテストを行い、本町の承諾を得るものとする。受託者は、テスト計画及び実施要領を策定し、これに基づいてテストを実施し、テスト結果が記された報告書を作成し、提出するものとする。なお、詳細は協議による。また、テスト環境は受託者が用意することとし、委託者が適宜テスト環境を確認できる等、協議の上進めること。

(8)アプリの登録

受託者は、開発したアプリを、iOS は App Store、Android OS は Google Play から入手できるようにすることとし、公開の際にはアカウント、ライセンス取得等の手続きについて町と協議すること。また、アプリは QR コード等からもダウンロードすることができるようにすること。

(9)研修

受託者は、本町が用意する施設にて、管理ツール操作者(本町職員)を対象に、本システムの運用及び操作についての研修を実施するものとする。クライアント PC 及びネットワーク環境、電源等は本町で用意する。

受託者は、研修で利用するマニュアルを用意すること。なお、研修受講者の人数は協議による。

6 機能要件

(1)アプリ等機能

アプリ等に関する機能は別表2のとおりとし、母子保健や予防接種の関係法令等が改正されたときは、速やかに対応すること。

7 運用・保守支援

アプリ公開後の運用保守に関しての要件は、以下のとおりとする。

(1)運用・保守管理

アプリの配信後から業務履行期間終了までの間、アプリ及びシステムの運用・保守管理を行い、本町と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

(2)システムの運用・管理

本業務又は本業務に関連する事項について、本町からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、運用の安定化、効率化につながる事項などについては、本町に積極的な提案を心掛けること。問い合わせの対応時間は、平日8時30分から17時15分の間とする。

なお、受託者は、サーバ・システムの維持管理を行うとともに、サーバ機器・部品の故障の対応も行うこと。

(3)アプリの登録状態の維持

受託者は、App Store、Google Play での登録状態を、業務期間を通じて維持するものとする。

(4)バックアップ

システム・管理ツールのデータ・アプリの登録データ等のバックアップは、アプリの利用への影響が最小限となるよう、また、利用者への影響を考慮した上で、サイクル、時間帯、対象等、最適なバックアップ計画を提示し、本町の承認を得るものとする。

(5)アプリ・システム等のアップデート

ア OS・ブラウザのアップデート対応

受託者は、OS (iOS、Android)及びブラウザのバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、OS 及びブラウザのバージョンアップデータの配信後速やかに行うものとする。

動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、OS 等のバージョンアップに伴う対応を実施するまでの間、支障の内容、対応の見込み等について、お知らせ機能等を利用して利用者に周知し、速やかに対応を進めるものとする。

イ 脆弱性対応

受託者は、技術的脆弱性対策を行うものとする。パッチの適用、設定の修正等により OS・サービス・システムを再起動する場合、やむをえず計画的にシステムを停止する場合等、利用者に影響が出る場合は、利用者に十分周知した上で実施するものとする。

(6)セキュリティ診断への協力・対応

本町が実施又は参加するサーバ、ネットワーク、ウェブアプリケーション等に対するセキュリティ診断に協力・対応するものとし、脆弱性や不備が見つかった場合は対策を講じること。

(7)運営・管理支援

アプリの運営・管理においては、本システムの利便性・有益性が向上するよう、必要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。

また、データ変更・作成支援、管理ツール等の操作に関する助言等のサポートを行うものとし、町職員が管理ツール等の操作により更新できないデータ・コンテンツがある場合は、その作業について、受託者が行うものとする。

(8)PMH(Public Medical Hub)対応

令和8年度以降の国の PMH(Public Medical Hub)全国展開に伴い、将来的には、本アプリを活用した乳幼児健康診査や小児の予防接種等のデジタル化を想定している。この場合、医療機関等へのPMH及び本システム導入時支援やアフターサポート等を行うことができる体制を構築すること。

8 提出物及び成果物

(1)契約時提出物

本システムの受託者は、契約後、速やかに下記に示す内容の PDF ファイルを提出し、本町の承認を得るものとする。

ア 業務実施計画書(作業項目・作業内容・役割分担等の記載のあるもの。工程表、業務実施体制、連絡網等を含む)

(2)構築完了時提出物

ア アプリ及びシステム

アプリが利用・公開できる状態になったことをもって、納品されたものとみなす。

イ 随時提出書類

現時点では、次に示すものを想定している。詳細は受託者との協議による。

受託者は、随時、書類を提出し、本町の承認を得るものとする。

①各作業工程の計画・成果を示すドキュメント

ウ 導入開始時提出書類

現時点では、次に示すものを想定している。詳細は受託者との協議による。

受託者は、随時、書類を提出し、本町の承認を得るものとする。

①業務完了届

②システム操作マニュアル(管理ツール操作者用)

③チラシ・ポスター等のツール(印刷済み、本町のキャラクター等を配置したもの)

9 その他留意事項

(1)関連法規

関連法規及び本町条例並びに本町情報セキュリティポリシー等を遵守すること。

(2)守秘義務

本業務において知りえた情報(周知の情報を除く)は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もし

くは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。また、個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律及び菊陽町個人情報保護法施行条例を遵守しなければならない。

(3)その他

ア 本業務の受託者は、契約期間終了にあたり、本町が当該システムの使用を終了する場合は、全てのデータを CSV 形式等で抽出すること。

イ 契約終了時は、データセンターのデータを消去すること。

ウ 委託業務を進めるにあたっては、町担当者と連絡調整を十分に行うものとする。

エ 本仕様書に記載のない事項に関しては、必要と思われるものは別途協議し決定するものとする。